

令和6年能登半島地震とネットワーク



宍戸 栄徳
香川大学名誉教授

Harunori
Shishido

1 新年の1月1日、のんびりと正月のテレビ番組を見ていると北陸地方での地震が発生したとのニュース速報がきました。2020年12月以降に石川県の能登地方および能登半島沖で群発地震が発生しているので、当初は一連の群発地震なのかなと思いました。やがて、津波の発生を警戒するようにとの呼びかけが聞こえてきて、一連の群発地震とは違うのではないかと感じました。さらに、NHKではアナウンサーが強い口調で直ちに避難するよう繰り返し呼びかけるようになり、大きな被害が出るのではないかと懸念されました。アナウンサーの呼びかけが杞憂であればとの期待は残念ながら裏切られてしまいました。

2 いつもの平和なお正月ではなくなり、いろいろなことを考えさせられました。今回の地震では孤立している集落が多数あることが目立ちます。原因是道路網が道路の破損や土砂崩れなどによって通行不能・困難な箇所が多数発生しているためです。

道路網という言葉を使うように道路は互いに接続して離れた地点を結びつけるという機能を果たすネットワークです。同じようなネットワークとしてインターネットがあります。インターネットは遠隔地のコンピュータをネットワークで結び相互にデータ伝送できるようにとの発想で始まりました。インターネットでは当初からネットワークの特定の区間が伝達不能になってしまって迂回路を探してデータ伝送に支障が起ららないような工夫がされています。

道路網もネットワークなのでインターネットと同じように不通区間を回避して物流のルートを確保することは同様に可能です。しかし、今回の能登半島地震では余りに不通区間が多く、さらに物流ではデジタル・データが回線を瞬時に移動するようにはいかず、結果としてネットワークから切り離された孤立集落が多数発生しています。

3 実際に救援物資などを輸送するには通行可能なルートを探さなければなりません。インターネットではこれについても工夫されていて

使用者が自ら迂回路を探す必要はなく、データは自動的に伝達可能な迂回路を見つけて目的のコンピュータまで届きます。これはe-mailを送るときに相手のアドレスを指定すれば経路のことは考える必要がないことから理解できます。実物の輸送では経路を探索することは自分でしなければなりません。

最近はカーナビが普及ってきて従来型のものにスマホを利用したカーナビも結構利用されているようです。ただ、これも不通区間が無い平常時や、ごく一部の区間で工事をしている様な場合はそのデータを反映して希望の行き先までのルートを検索して表示してくれますが、不通区間が増えてくるとそのデータを反映させることに時間がかかり実用的に使用できるかどうかはつきりしません。

今回、インターネットでは「通れた道マップ」(トヨタ自動車が提供)のような試みが見つかりました。石川県も道路情報を発表していますが、PDFファイルを閲覧する様になるので、走行中の車両が利用するには実用性が少し劣るのではないかと感じます。

4 NPO法人遍路とおもてなしのネットワークが開催する一日一斎「おもてなし遍路道ウォーク」では参加申し込みのために「遍路道点検マップ」を公開して、日々変化する参加申し込み状況を地図上で確認できるようにしています。この取り組みは、今回のような災害発生時に道路の不通区間を告知し適切な経路探索に応用可能と思います。

四国南部地域では東南海や南海地震の際に大規模な津波に襲われる危険が指摘されています。住民の方々は普段から十分な警戒をされていると思います。高知県に行くと海沿いではあちこちで津波タワーを見かけ、避難訓練も真剣に行われていて、香川県とは全然違う雰囲気を感じます。海岸沿いには遍路道も通っています。遍路関係の活動をする者としてお遍路さんが津波に巻き込まれるのではないかということも気になります。この機会を能登地方への支援と同時に四国地方の地震防災を見直す機会にする必要があると思います。

中央会だより 1

新春講演会・交流会を開催

本会は1月24日、高松国際ホテル(高松市)において、新春講演会並びに交流会を開催、県内の組合役職員や経営者ら約110名が出席しました。

講演会では「中世の讃岐武士」と題し、本会参与村井真明氏よりご講話いただきました。村井氏は香川県庁へ入庁後、都市計画や観光振興などに携わり、観光交流局長を務められました。現在は歴史ライターとして多方面で活躍中です。

講演では中世の讃岐武士の生き方、当時の政治・文化について、現在の政局を交えながら説明。先人から何を学び、どう未来に活かすべきか、分かりやすくお話をいただきました。

講演会終了後、交流会が開催されました。



▲村井講師



▲会場の様子



▲国東会長挨拶

本会国東照正会長は、冒頭、能登半島地震の犠牲者に哀悼の意とお見舞いを述べ、復興への協力を誓いました。続き昨年の地域経済を振り返り、「長く続いたコロナ禍がやや落ち着き、経済の停滞・縮小が改善されつつある一方、サプライチェーンの混乱や急速な円安等を要因として、燃料や原材料価格の高騰が続き、人手不足も依然として深刻であるなど、非常に厳しい状況が続いている。中小企業が、今後とも持続的に発展していくため、多様な連携組織を通じた相互補完により、環境変化に即応できる経営体質を作り上げることができるよう、国や県の中小企業施策に沿った各種事業をより一層積極的に推進してまいります」との挨拶がありました。

引き続き、四国経済産業局産業部長・山田和昌様、香川県副知事・大山智様、香川県議会議長・新田耕造様より御挨拶をいただいた後、商工中金高松支店長・川上健太郎様より乾杯の御発声をいただき、多数のご来賓・参加者のもと和やかな雰囲気の中で、情報交換とともに会員相互の交流が図られ、盛会のうちに終了となりました。



▲四国経済産業局山田産業部長来賓挨拶



▲交流会の様子

中央会だより 2

外国人技能実習制度適正化事業 適正化講習会を開催

本会では、外国人技能実習生受入事業の適正な運営を図ることを目的に外国人技能実習制度適正化事業を実施しており、専門家派遣指導事業や講習会を開催しています。

12月8日、高松国際ホテル(高松市)において、全国中央会事務局次長・佐久間一浩氏並びに労働政策部副部長・木村恵利子氏を講師にお迎えし、「外国人技能実習制度・特定技能制度の活用について～制度の在り方に関する有識者会議の最終報告と今後の見通し～」をテーマに第1回講習会を開催。技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議中間報告書、最終報告書の概要、新制度の論点等についての説明がありました。

また、12月20日にはホテルパールガーデン(高松市)にて、第2回講習会を開催。始めに外国人技能実習機構高松事務所認定課・柏原昭紀氏より「技能実習制度運用要領の改正について」、具体的な事例を踏まえながら説明をいただきました。続いて、同事務所指導課・須藤貴志氏より、「外国人技能実習制度の現状と問題点等について」をテーマに、現状と問題点、監理団体(組合)が実習実施機関(組合員企業)を監査する際に確認するポイント等について説明があり、出席者は熱心に耳を傾けていました。なお、割増賃金の計算方法について、基本給のみで計算しているケースが見受けられますが、月額手当を支払っている場合、割り戻して足し込む必要があります。(端数処理については、計算の途中でも最後でも構いません)



▲講習会の様子

〈参考〉最終報告書(概要)(技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議) ※抜粋

1 新たな制度及び特定技能制度の位置付けと両制度の関係性等

- 現行の技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設。
- 基本的に3年間の育成期間で、特定技能1号の水準の人材に育成。
- 特定技能制度は、適正化を図った上で現行制度を存続。

2 新たな制度の受入れ対象分野や人材育成機能の在り方

- 受入れ対象分野は、現行の技能実習制度の職種等を機械的に引き継ぐのではなく新たに設定し、特定技能制度における「特定産業分野」の設定分野に限定。
- 従事できる業務の範囲は、特定技能の業務区分と同一とし、「主たる技能」を定めて育成・評価(育成開始から1年経過・育成終了時までに試験を義務付け)。
- 季節性のある分野(農業・漁業)で、実情に応じた受入れ・勤務形態を検討。

3 受入れ見込数の設定等の在り方

- 特定技能制度の考え方と同様、新たな制度でも受入れ対象分野ごとに受入れ見込数を設定(受入れの上限数として運用)。

4 新たな制度における転籍の在り方

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化し、手続を柔軟化。
- これに加え、以下を条件に本人の意向による転籍も認める。計画的な人材育成等の観点から、一定要件(同一機関での就労が1年超／技能検定試験基礎級等・日本語能力A1相当以上の試験(日本語能力試験N5等)合格／転籍先機関の適正性(転籍者数等))を設け、同一業務区分に限る。
- 転籍前機関の初期費用負担につき、正当な補填が受けられるよう措置を講じる。
- 監理団体・ハローワーク・技能実習機構等による転籍支援を実施。
- 育成終了前に帰国した者につき、それまでの新たな制度による滞在が2年以下の場合、前回育成時と異なる分野・業務区分での再入国を認める。
- 試験合格率等を受入れ機関・監理団体の許可・優良認定の指標に。

5 監理・支援・保護の在り方

- 技能実習機構の監督指導・支援保護機能や労働基準監督署・地方出入国在留管理局との連携等を強化し、特定技能外国人への相談援助業務を追加。
- 監理団体の許可要件等厳格化。
- 受入れ機関と密接な関係を有する役職員の監理への関与の

制限／外部監視の強化による独立性・中立性確保。職員の配置、財政基盤、相談対応体制等の許可要件厳格化。

- 受入れ機関につき、受入れ機関ごとの受入れ人数枠を含む育成・支援体制適正化、分野別協議会加入等の要件を設定。
- ※優良監理団体・受入れ機関については、手続簡素化といった優遇措置。

6 特定技能制度の適正化方策

- 新たな制度から特定技能1号への移行は、以下を条件。
- ①技能検定試験3級等又は特定技能1号評価試験合格
- ②日本語能力A2相当以上の試験(日本語能力試験N4等)合格
- ※当分の間は相当講習受講も可
- 試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。
- 支援業務の委託先を登録支援機関に限定し、職員配置等の登録要件を厳格化／支援実績・委託費等の開示を義務付け。キャリア形成の支援も実施。
- 育成中の特定技能1号への移行は本人意向の転籍要件を踏まえたものとする。

7 国・自治体の役割

- 地方入管、新たな機関、労基署等が連携し、不適正な受入れ・雇用を排除。

8 送出機関及び送出しの在り方

- 二国間取決め(MOC)により送出機関の取締りを強化。
- 支払手数料を抑え、外国人と受入れ機関が適切に分担する仕組みを導入。

9 日本語能力の向上方策

就労開始前にA1相当以上の試験(日本語能力試験N5等)合格又は相当講習受講／特定技能1号移行時にA2相当以上の試験(// N4等)合格 ※当分の間は相当講習受講も可／特定技能2号移行時にB1相当以上の試験(// N3等)合格

10 その他(新たな制度に向けて)

- 政府は、移行期間を十分に確保するとともに丁寧な事前広報を行う。
- 現行制度の利用者等に不当な不利益を生じさせず、急激な変化を緩和するため、本人意向の転籍要件に関する就労期間について、当分の間、分野によって1年を超える期間の設定を認めるなど、必要な経過措置を設けることを検討。

中央会だより 3

小企業者組織化特別講習会を開催

12月21日、リーガホテルゼスト高松(高松市)において、にしやま労務管理事務所・西山路恵氏を講師にお迎えし、「2024年問題を乗り切るための働き方改革対策」をテーマに説明いただきました。

本格的な変革が始まる2024年を前に深刻化する人手不足に対応する「働きたい会社」、「働き続けたい会社」になるための説明があり、受講者は熱心に耳を傾けていました。



▲西山講師



▲講習会の様子

FROM青年部

岡山県中小企業団体青年中央会開催の新年会に参加

1月22日、ピュアリティまきび（岡山市）にて岡山県中小企業団体青年中央会新年会が開催され、香川県と岡山県の青年部交流事業として本会青年部から木村会長はじめ7名が参加しました。

はじめに行われた講演会では、「世界一働きやすい会社を目指して」をテーマに株式会社荒木組の荒木雷太代表取締役からご説明いただき、組織文化の大切さや荒木組で取り組んでいる事例の紹介・効果など、参加者の今後の企業活動に役立つ講演となりました。

引き続き開催された交流懇親会では、香川県・岡山県双方の情報交換や懇親を深めることができ、盛会のうちに終了しました。



▲本会・木村会長挨拶



▲荒木講師



▲交流会の様子

Book RANKING 県内ベストセラー



順位	書名	著者	出版社／定価
1	変な家2～11の間取り図～	雨穴	飛鳥新社／1,650円
2	大ピンチずかん2	鈴木のりたけ	小学館／1,650円
3	新版 科学がつきとめた「運のいい人」	中野信子	サンマーク出版／1,650円
4	続 窓ぎわのトトちゃん	黒柳徹子	講談社／1,650円
5	NHK大河ドラマ・ガイド 光る君へ 前編	大石静 作 NHKドラマ制作班 監修	NHK出版／1,320円

香川県書店商業組合調べ

お知らせ

生産性向上を目指す皆様へ ～「ものづくり・商業・サービス補助金」のご紹介～

当補助金は、新製品・サービスの開発や生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等の支援が用意されています。

概要	補助上限 ※補助上限額は従業員数に応じて異なる。	補助率
----	-----------------------------	-----

■ 省力化(オーダーメイド)枠

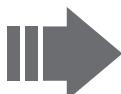
人手不足の解消に向けて、デジタル技術等を活用した専用設備(オーダーメイド設備)の導入等により、革新的な生産プロセス・サービス提供方法の効率化・高度化を図る取り組みに必要な設備・システム投資等を支援。	750万円～ 8,000万円	1/2 ※小規模・再生事業者2/3 ※1,500万円までは1/2、1,500万円を超える部分は1/3
---	-------------------	--

■ 製品・サービス高付加価値化枠

通常類型	革新的な製品・サービス開発の取り組みに必要な設備・システム投資等を支援。	750万円～ 1,250万円	1/2 ※小規模・再生事業者2/3 ※新型コロナ加速特例2/3
成長分野進出類型(DX・GX)	今後成長が見込まれる分野(DX・GX)に資する革新的な製品・サービス開発の取り組みに必要な設備・システム投資等を支援。	1,000万円～ 2,500万円	2/3

■ グローバル枠

海外事業を実施し、国内の生産性を高める取り組みに必要な設備・システム投資等を支援。	3,000万円	1/2 ※小規模2/3
---	---------	----------------



大幅賃上げに取り組む事業者への支援

補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者に対し、上記枠の補助上限を100万円～2,000万円を上記各枠の補助上限に上乗せ(申請枠・類型、従業員規模によって異なる、新型コロナ加速化特例適用事業者を除く)。

<スケジュール>

2024年 3月11日(月)……電子申請システムでの申請受付開始

▼
3月27日(水)…公募締切

※「省力化(オーダーメイド)枠」のみ(17次公募)現在、申請受付中(3月1日公募締切)

応募方法等の詳細は
こちらからご確認ください



<お問い合わせ>

香川県地域事務局 ものづくり支援室

(香川県中小企業団体中央会)

〒760-0071 高松市藤塚町3丁目3-15 太洋物産ビル2階

TEL.087-802-3722 FAX.087-802-3723

◆応募に関する不明点は下記までお問い合わせください。

ものづくり補助金サポートセンター

TEL.050-3821-7013

※受付時間 10:00～17:00(土日祝日および12/29～1/3を除く)

● ● 情報連絡員レポート ● ●

人手不足・人材確保の問題やそれに伴う人件費の上昇が、依然として多くの業種で収益力の足かせとなっている。

2023年12月

業種	業種アイコン	業界動向
		主な特徴
製造業	食料品	<ul style="list-style-type: none"> ●12月2日、3日にサンメッセ香川で開催された全国年明けうどん大会でうどん(乾麺)を販売したが、売上はコロナ禍前の半分以下であった。(製粉製麺) ●組合員の出荷量推移は前月対比97.0%、前年同月対比で99.1%(11月分)である。(調理食品) ●日本冷凍食品協会による11月の冷凍食品生産数量は昨対91.9%となり、昨年の9月以降14か月連続で前年実績割れとなった。カテゴリー別ではフライ揚げ物類が94.4%、フライ類以外の調理食品が91.2%、菓子類が97.3%となり、全カテゴリーで昨対割れとなつた。業態別では市販用が87.8%、業務用が100.0%と業務用は前年同水準となつたが、市販用が大きく前年を下回つた。12月は年末需要の高まりが期待されるため、稼働状況も好転すると思われる。円高による仕入環境の改善に期待したいところだが、海外の原料コストも高く、多くを期待できないと思われる。(冷凍食品)
	繊維工業	<ul style="list-style-type: none"> ●12月は寒波到来により寒い日もあったものの、早くから今年は暖冬と報道されているため、手袋の購買チャンスを逸したかのような市場動向があり、防寒商品の需要は鈍い状況である。皮革・合成皮革手袋については悪化した。繊維製手袋についても価格帯は下がっており皮革ほどではないが悪化している。(手袋)
	木材・木製品	<ul style="list-style-type: none"> ●家具業界の低迷は長引いており、来春も変わらない様子であった。当組合では「100%MADE IN SANUKI PROJECT」林業(川上)から家具製造(川下)の連携によって、これまで活用されなかつた讃岐産広葉樹を使った家具(ははそストーリーズ)を1月開催の福岡県大川新春展にてリリースし、PRと販売活動に取り組む。(家具) ●昨年より新設着工数は減少しており、プレカット稼働率が50%に落ちている。リフォーム等修理依頼はあるが、依然として業界の悪化状況は続いている。(製材) ●新築住宅着工戸数は変わらず減少しているが、今までにない動きとして、売上高に影響するほどではないが、機械製造業の在庫の保管に使用するため、木製パレットや桟木のような安価な部類の注文が増えた。(木材)
	印刷	<ul style="list-style-type: none"> ●12月は例年より全般的に動きが少ない。人の動きは多くなつたが、仕事量はまだ戻ってきていない。
	窯業・土石製品	<ul style="list-style-type: none"> ●12月単月のみならず、一年を通して過去に類をみない業績悪化だった。コロナ禍を経て、世の中の動きは戻ってきていると報道されるが、我々の業界には動きが感じられない。世の中の要望を捉え、現状を改善するきっかけを探らなければならない。(石材加工)
	鉄鋼・金属製品	<ul style="list-style-type: none"> ●インボイス制度は各社なんとか対応できたように見えるが、仕入先への振込手数料負担要請があるも、販売先への要請が後回しになっている。加えて、1月からの電帳法対応は、「電子の取引は電子で、検索性を持たせ保管」と承知はしているものの、思案しているのが実情である。この遵法精神が、企業活動に通じるものとして、取り組む所存である。(鍍金) ●建築鉄骨需要は、県内物件が昨年秋以降やや減少傾向であり四国エリア外の物件受注により工場稼働率は90%~110%を確保しているが来年度は不透明な状況が続くと思われる。一方、令和6年度の取組みとしては人材採用・デジタル化やDX化・働き方改革・物流2024年問題への対応・工期遅延などのテーマに取り組まなければならぬ課題が山積している。(建設用金属)
	輸送用機器	<ul style="list-style-type: none"> ●前月同様に業況に変化はなし。12月8日にLPG船の命名式が行われた。(造船)
	卸売業	<ul style="list-style-type: none"> ●農業が衰退している。食料供給が満足に行えることが難しくなっているように思う。世界各地の紛争でいつ輸入が止まるかもわからない中、戦時中から戦後の食糧危機が起りそうな気がする。今まで国はお金を使わば手に入るとの戦略だったが、もうお金だけでは手に入らなくなる。食料自給できる政策が必要になってきた。(農業)
非製造業	小売業	<ul style="list-style-type: none"> ●コロナが5類になり、宴会も増えて飲食業も昨年に比べては売上も上昇した様である。(青果物) ●12月の販売価格の変動はあまりなく、ここ数ヶ月にはない安定した月となつた。また、高松市内の一部地域では、県外安売業者のSS進出があり、周辺地域での過当競争が発生している。(石油) ●アスベスト調査、リーガートリфт車、電子帳簿保存法、悪法インボイスなど通常業務に支障が出るような新ルールで混乱中である。(電機)
	商店街	<ul style="list-style-type: none"> ●コロナ禍の中で中止となつていた歳末イベント、催しや抽選会も今年は次々と復活しており、街中はコロナ禍前の賑わいを取り戻している。商店街の人通りも増え続けるインバウンド客と相まって、年末らしさが返ってきたと言える。月初は寒い日もあり、季節商品も伸長したが、月末に向かうと暖かい日も増えて、季節関連商品の消費にとってマイナス要素となる気候となり、年末に向けて商戦は失速した。物販店の多くは前年並みの数字での着地となつた。ここ数年、過熱感のあつた高額品(時計、宝飾、雑貨他)需要は秋頃から購入後にも価値が下がらない(高額転売可能)一部特定のブランドを除き、ほぼコロナ禍前と同等の需要水準となり、落ち着きを見せてきた。やはり、人との交流機会、レジャー、旅行需要の増加に伴い、お金の使い道が分散したことや、物価の高騰、円安による度合の値上げ等がじわじわと消費動向を変えてきたと言える。この流れを受けてか、数年かけて市場に出回ったブランド品をあてにしてか、商店街内にはブランド品の買い取り店も増えてきている。ただ、買い取り店があまり利用されていないよう見受けられるので、需要の成り行きには興味のあるところである。一方ではコロナ禍で厳しい状況が続いている飲食店にも客足が戻り、数字も安定してきている。資源価格の安定や為替も円高への動きから、しばらく続いていた物価高騰も落ち着く兆もあり、2024年はようやく消費回復が鮮明になるかもしれない。(高松市①) ●高松中央商店街では11月から始まった「まちへ行こう!高松商店街がおもしろい!」のイベントで8町商店街特別企画が開催された。各商店街独自企画なので、お客様にはそれぞれ楽しんでいただけたのではないかと思う。当商店街では物価高騰の折、迷うことなくプレミアム商品券を販売し、大変好評だった。入学する子供の制服を購入、年末年始の宴会費や食材・衣料品等々、楽しみながら購入されるお客様の笑顔を沢山いただき、次回販売のリクエストもされた。商店街にとって益々厳しい時代になると推測される。このような時だからこそ、お客様に寄り添う「無くてはならない商店街」を熟考しなければならないと思った。(高松市②)

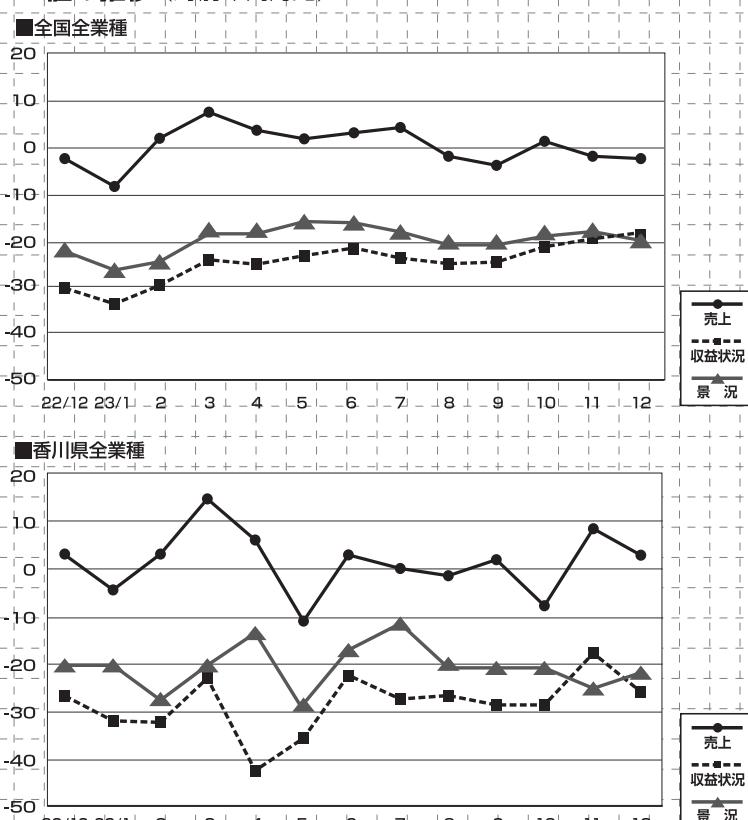
12月の県内景況は、前年同月と比べて売上高DI値は2.1ポイントで前月調査の8.3ポイントから6.2ポイントの悪化、収益DI値は-25.0ポイントで前月調査の-16.7ポイントから8.3ポイントの悪化、景況DI値は-20.8ポイントで前月調査の-25.0ポイントから4.2ポイントの改善となった。

非製造業	商店街 	<ul style="list-style-type: none"> ここ数年、12月は「かきいれ時」とは言えない月になっていたが、今年は特に深刻で目も当てられない状況だったと言える。閉塞感が極まらないと、受け止めている。廃業の時期の検討に入り、それを前提に経営や活動に当たっている店も多く存在している。(丸亀市) 地区内の変化や動向について。昨年(令和5年)1月中旬に閉店した、当店向かいの中規模喫茶レストラン後に、地域1番店の和菓子店の工場が今年3月頃に稼働する事は、ひとつのプラス材料になる。市民の大多数の中小企業従業員や零細事業者の可処分所得は確実に減少している。(観音寺市)
	サービス業 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金事業による売上があった。報告事項などで組合内の業務が増えた。(情報) 新型コロナウイルス感染症も感染法上の位置づけが5類に移行して年末を迎え、会計レジとカルテを結びつけ、施術事項や施術後の髪形顔写真を収録する等のデジタル化を進めたり、LINEやInstagram等のSNSを活用して認知度向上を図っている店舗が出てきているが、全体的には、以前の年末の賑わいは戻ってきていない。(美容)
	建設業 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用動向調査で建設業の状況を見ると、補充の為に労働者を募集している「未充足求人」は12万4,400人で、前年同期比で2万6,500人増加しており、人手不足が悪化している。入職者の方が離職者よりも多かったにもかかわらず未充足求人が拡大しており、業務量の増大に人手の確保が追いついていないといえる。建設業の労働者全体に対する未充足求人の割合は4.5%で、前年同期より0.9ポイント拡大。欠員率の高さは、全産業中、コロナ禍から急速に回復して人手不足に陥っている宿泊業・飲食サービス業に次いで2番目に高かった。業界をあげて様々な対策に取り組んでいるが、結果に直結する施策は不発と言われても仕方のない状況である。(総合建設)
	運輸業 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年11月の輸送実績は、対前年同月比で営業収入121.5%と増加し、輸送人員は95.5%と減少した。(タクシー) 令和5年11月分高速道路通行料金利用額の対前年同月比は3.3%減となり、対前月比でも1.1%減となった。また、11月分利用車両数の対前年同月対比は3.3%減となった。(トラック)

香川県内の業種別DI値の変化（対前年同月比）

		売上高	収益状況	業界の景況
製造業	食料品			
	繊維工業			
	木材・木製品			
	印刷			
	窯業・土石製品			
	鉄鋼・金属製品			
	輸送用機器			
	その他			
非製造業	卸売業			
	小売業			
	商店街			
	サービス業			
	建設業			
	運輸業			
	その他			

DI値の推移（対前年同月比）



*集計結果の詳細は、本会ホームページ上でご覧になれます。

<http://www.chuokai-kagawa.or.jp/>

商工中金だより

お客さまのライフステージごとの経営課題に着目し、特に商工中金として事業性評価能力を向上し、積極的に強化していく3つの分野（カテゴリーS・E・T）を「差別化分野」と位置付けました。お客さまの企業価値向上とともに、商工中金自身の長期的な収益基盤拡大や適切なリスクテイクを通じた持続的成長のため、今後、積極的に対応力向上を図っていく分野です。

Startup (スタートアップ支援)

スタートアップ特有の課題を踏まえた
一気通貫のサポート

- ▶ ファイナンスを中心とする適切なリスクテイク
- ▶ メザニンファイナンス、外部アライアンスの活用
- ▶ ビジネスマッチングを通じたセールスサポートの強化

〈お客さまライフステージ〉



Esg (サステナブル経営支援)

“SPEED”の視点*を活用した
事業性評価やお客さま支援を推進

- ▶ CO2排出量削減コンサルティング等、サービス拡充
- ▶ 従業員エンゲージメント向上、BCP策定支援等
- ▶ 中小企業組合、関係会社等との連携

*商工中金が独自に定めた、組織・職員のサステナビリティに対する取組みの基本的な視点。
SPEED…Sustainability, Productivity, Empathy, Ecology, Digitalの頭文字

TurnAround (事業再生支援)

専門性向上と対応力の底上げにより、
事業再生のトップブランドを構築

- ▶ 経営危機の未然防止と危機状態からの脱却支援
- ▶ 多様なキャリアを持つ専門チームによる高度な支援
- ▶ 人的資本の充実に向けたサポート強化

本業支援 事業性評価を起点とした本業支援
ビジネスマッチング 海外展開支援 事業承継 M&A 等

金融支援 お客さま支援の基本となる金融支援
資金繰り対策融資 セーフティネット機能の発揮 財務構築改革支援
成長投資支援 等

なお、詳細につきましては、商工中金高松支店までお問い合わせください。

[お問い合わせ先]

株式会社商工組合中央金庫

高松支店

〒760-0052 高松市瓦町 1-3-8

TEL.087-821-6145

FAX.087-851-6074

日本政策金融公庫だより

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況悪化を来しているみなさまを対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を取り扱っております。くわしくは、支店の窓口までお問い合わせください。

○新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要

ご利用 いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の1から3のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方 1.最近1カ月間の売上高または過去6カ月(最近1カ月を含みます。)の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方 2.業歴3カ月以上1年1カ月末満の場合は、最近1カ月間の売上高または過去6カ月(最近1カ月を含みます。)の平均売上高(業歴6カ月末満の場合は、開業から最近1カ月までの平均売上高)が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 (1)過去3カ月(最近1カ月を含みます。)の平均売上高 (2)令和元年12月の売上高 (3)令和元年10月から12月の平均売上高 3.債務負担が重くなっている方(注1)		
お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金		
融資限度額 (いずれも別枠)	国民生活事業	8,000万円	
	中小企業事業	6億円	
ご返済期間 (うち据置期間)	設備資金20年以内(うち据置期間5年以内) 運転資金20年以内(うち据置期間5年以内)		
利率(年) (注2)	国民生活事業	6,000万円以内の部分	融資後3年目まで: 基準利率-0.5% 4年目以降: 基準利率
		6,000万円を超える部分	基準利率
	中小企業事業	4億円以内の部分	融資後3年目まで: 基準利率-0.5% 4年目以降: 基準利率
		4億円を超える部分	基準利率
担保	無担保		

(注1)一定の要件を満たす必要があります。要件の詳細は、お近くの支店にお問い合わせください。

(注2)基準利率は、災害発生時の融資制度に適用される利率(融資期間に応じた所定の利率)が適用されます。主な貸付利率は日本公庫HPをご覧ください。

〈支店窓口〉 株式会社 日本政策金融公庫 高松支店

URL : <http://www.jfc.go.jp>

〒760-0023 高松市寿町 2-2-7 いちご高松ビル 2・3階

国民生活事業 (2階) Tel.0570-085-298 Fax.087-822-9274

中小企業事業 (3階) Tel.087-851-9141 Fax.087-822-1423

農林水産事業 (3階) Tel.087-851-2880 Fax.087-822-7350

・ フリーランスの取引に関する新しい法律ができました ・

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が2023年5月12日に交付されました。2024年秋頃までに施行予定です。

・ 法律の目的・

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

- ①フリーランスの方と企業等の発注事業者の間の取引の適正化と
- ②フリーランスの方の就業環境の整備

を図る事を目的としています。

・ 法律の適用対象・

発注事業者とフリーランスの間の「業務委託」に係る事業者間取引

フリーランス ▶▶ 業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの

発注事業者 ▶▶ フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

義務項目	具体的な内容
書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合の、書面等による「委託する業務の内容」「報酬の額」「支払期日」等の取引条件を明示すること
報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内の報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
禁止事項	フリーランスに対し、継続的業務委託をした場合に法律に定める行為をしてはならないこと 例えば、「フリーランスに責任がないにもかかわらず、「発注した物品等を受け取らないこと」、「発注時に決めた報酬額を後で減額すること」、「発注した物品等を受け取った後に返品すること」などが禁止されます。
募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 <ul style="list-style-type: none">・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
育児介護等の業務の両立に対する配慮	継続的業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと 例えば、「フリーランスが妊婦検診を受診するための時間を確保できるようにしたり、就業時間を短縮する」、「育児や介護等と両立可能な就業日・時間としたり、オンラインで業務を行うことができるようとする」といった対応が想定されます。
ハラスメント再発に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関する相談対応のための体制整備などの措置を講じること 例えば、「従業員に対してハラスメント防止のための研修を行う」、「ハラスメントに関する相談の担当者を決める」、「ハラスメントが発生した場合には、迅速に事実関係を把握する」などの対応が想定されます。
中途解約等の事前告知	継続的業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、原則として30日前までに予告しなければならないこと

▶詳しくは下記のHPをご確認ください。

公正取引委員会 https://www.jftc.go.jp/fllaw_limited.html

中小企業庁 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/download/freelance/law_03.pdf

厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html